



第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時
(受付開始予定：午前9時)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
新石原ビル5階ホール

議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日)午後5時30分

・本株主総会当日の様子は、株主総会終了後に以下の当社IR情報サイトから動画配信することを予定しております。

(<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>)

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.iskweb.co.jp/>)

決議事項

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する業績連動型株式報酬
等の額および内容決定の件

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

石原産業株式会社

代表取締役社長 大久保 浩

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第102回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール
（地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口 新石原ビル）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

-
- 決議事項**
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |
-

招集ご通知

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分受付分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

以上

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第19条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

- ・事業報告の「主要な営業所および工場等」「従業員の状況」「会計監査人に関する事項」「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

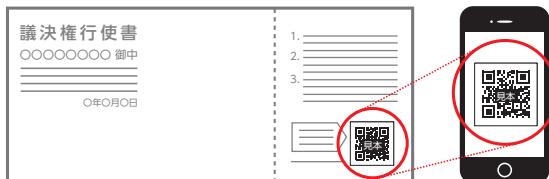
※決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

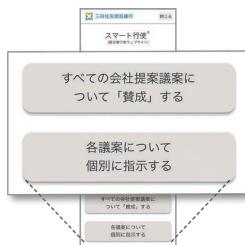
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

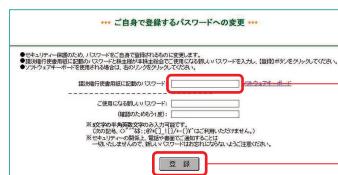
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家のみならずへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めるとともに、株主のみなさまへ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

当社は、現中期経営計画「Vision 2030 Stage II」(2024~2026年度)において、最終年度(2026年度)に連結配当性向40%の達成を目標としております。また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、同期間中はDOE(連結株主資本配当率)3%を下限とした安定的な配当を実施してまいります。

上記の方針に基づき当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、前期の期末配当から1株につき15円増配し、1株当たり85円といたします。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金85円

総額 3,252,004,460円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。
 つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任期間	取締役会 出席率
1	おおくぼ ひろし 大久保 浩 再任	代表取締役社長 社長執行役員 兼 コンプライアンス統括役員 (CCO)	3年	100% (17/17)
2	ほりえ みきや 堀江 幹也 再任	代表取締役 専務執行役員 パイオサイエンス事業本部長	1年	100% (12/12)
3	にしやま よしお 西山 良夫 再任	取締役 常務執行役員 総務人事本部長	1年	100% (12/12)
4	しんみょう よしゆき 新名 芳行 再任	取締役 常務執行役員 無機化学事業本部長	1年	100% (12/12)
5	たなか けんじ 田中 賢二 新任	常務執行役員 経営企画管理本部長	—	—
6	やました いくお 山下 育生 新任	—	—	—
7	あんどう さとし 安藤 知史 再任 社外 独立	取締役	5年	100% (17/17)
8	うちだ あけみ 内田 明美 再任 社外 独立	取締役	2年	100% (17/17)
9	さの ゆみ 佐野 由美 新任 社外 独立	—	—	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外役員
 独立 独立役員

- (注) 1. 取締役候補者の指名を行うにあたっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される「人事委員会」への諮問を経て、取締役会において決定することとしております。
 取締役会では、迅速かつ確かな意思決定の観点から人格、識見、能力等を総合的に検討し、適任であると判断した者について、取締役候補者の指名を行っております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなります。また、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。候補者全員は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類

候補者番号

1

おお く ぼ ひろし
大久保 浩

(1961年12月9日生)

再任



所有する当社株式の数
18,401株

取締役在任期間
3年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
17回/17回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2016年 6月 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社出向(同社執行役員)
- 2017年 7月 富士チタン工業株式会社出向(同社取締役 常務執行役員)
- 2020年 6月 当社経営企画管理本部管理部長
- 2020年 6月 当社執行役員 経営企画管理本部副本部長
- 2021年 6月 当社常務執行役員 経営企画管理本部長
- 2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長
- 2023年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営企画管理本部長
- 2024年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
兼 コンプライアンス統括役員(CCO)
兼 経営企画管理本部長
- 2024年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)
兼 コンプライアンス統括役員(CCO)(現任)

重要な兼職の状況 ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

大久保浩氏は、代表取締役社長として中期経営計画「Vision 2030 Stage II」の推進を主導し、グループ会社の企業価値向上に向けた変革を力強く進めるとともに、経営基盤の強化やガバナンス体制の充実に大きく寄与してきました。これまでの取り組みを継続・発展させ、さらなる成長戦略の実行と経営課題の解決に向けてリーダーシップを発揮することが期待されます。

同氏は、その豊富な経験と実行力をもって、引き続き当社グループの発展に貢献いただけるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 大久保浩氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ほり え
堀江

みき や
幹也

(1960年9月3日生)

再任



所有する当社株式の数
10,760株

取締役在任期間
1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
12回/12回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年12月 当社入社
2018年6月 当社執行役員 バイオサイエンス営業本部開発マーケティング部長
2019年2月 当社執行役員 バイオサイエンス事業本部開発マーケティング部長
2021年6月 当社常務執行役員 バイオサイエンス事業本部副本部長
2022年6月 当社常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
2024年6月 当社専務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
2024年6月 当社代表取締役 専務執行役員
バイオサイエンス事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

堀江幹也氏は、バイオサイエンス事業本部長としてグローバル市場における拡販を主導し、中期経営計画の初年度目標達成に向けて、売上・利益ともに前年度を上回る成果をあげるなど、企業価値向上に寄与しております。本年度も引き続き、代表取締役として経営者ならではの高い構想力と現場への実行力を両立し、企業の成長領域を自ら切り拓いていくことが期待されます。

同氏は、その豊富な経験と実行力をもって、引き続き当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 堀江幹也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

3

にし やま
西山

よし お
良夫

(1962年3月26日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2021年 6月 当社執行役員 総務人事本部長
- 2023年 6月 当社常務執行役員 総務人事本部長
- 2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 総務人事本部長（現任）

所有する当社株式の数

9,525株

取締役在任期間

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

12回／12回
(100%)

◆取締役候補者とした理由

西山良夫氏は、工場における環境・総務・労務部門等の幅広い業務を経験し、本社では人事部門の責任者業務を歴任、2021年に執行役員就任と同時に総務人事本部長として部門の運営に携わり、2024年に取締役就任後も、当社の人財戦略と経営戦略の連動を強力に推進しております。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 西山良夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

しん みょう
新名

よし ゆき
芳行

(1964年3月19日生)

再任



所有する当社株式の数
9,481株

取締役在任期間
1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
12回/12回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2022年6月 当社執行役員 四日市工場副工場長
2023年6月 当社常務執行役員 四日市工場長
2024年6月 当社常務執行役員 無機化学事業本部長
2024年6月 当社取締役 常務執行役員 無機化学事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長
台湾石原産業股份有限公司 董事長

◆取締役候補者とした理由

新名芳行氏は、無機化学部門において国内外の営業部門で幅広い業務経験を有し、2022年に執行役員に就任して以降、四日市工場の運営業務の責任者を歴任、2024年に取締役に就任後は、無機化学事業本部長としてこれまでに培った現場での幅広い経験を活かし、事業構造改革に尽力し、事業の収益力強化を推進しています。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 新名芳行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

5

た なか
田中

けん じ
賢二

(1964年9月1日生)

新任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2023年6月 当社執行役員 経営企画管理本部副本部長
- 2024年6月 当社常務執行役員 経営企画管理本部部長（現任）

所有する当社株式の数
7,125株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

◆取締役候補者とした理由

田中賢二氏は、工場における生産部門および環境・安全衛生部門等の業務を経て、2023年に当社執行役員に就任し、現在は経営企画管理本部部長として部門の運営業務に従事しております。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できる人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 田中賢二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

やま した
山下

いく お
育生

(1962年10月23日生)

新任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2017年 2月 当社物流部長
2021年 6月 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 代表取締役社長
社長執行役員 (2025年6月退任予定)

所有する当社株式の数

10,687株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

◆取締役候補者とした理由

山下育生氏は、工場において主に物流部門の業務を経て、2021年に石原エンジニアリングパートナーズ株式会社の代表取締役社長に就任し、当社グループの建設会社トップとして当社製造プラント建設および修繕等を担い、グループの安定的な事業運営と成長に大きく貢献してきました。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できる人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 山下育生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

7

あん どう
安藤

さと し
知史

(1974年4月27日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
2,400株

社外取締役在任期間
5年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
17回/17回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2001年10月 第一東京弁護士会登録
- 2001年10月 大西昭一郎法律事務所入所
- 2015年5月 大西昭一郎法律事務所代表社員(現任)
- 2016年5月 東宝株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2020年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

弁護士
東宝株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤知史氏は、現在当社社外取締役であり、弁護士としての高い専門性を備え、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、法務・リスク管理および財務・会計の分野にて客観的かつ法的見地から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の人事委員会の委員長および報酬委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。

同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 安藤知史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤知史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は安藤知史氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 安藤知史氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。



所有する当社株式の数
600株

社外取締役在任期間
2年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
17回/17回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社トミー入社(現 株式会社タカラトミー)
2008年4月 同社経営企画室内部統制推進部担当部長
2016年10月 東プレ株式会社入社 監査役付主管(部長相当)
2020年6月 同社取締役
2022年6月 トプレック株式会社顧問(上席)
2023年1月 株式会社モルフォ取締役
2023年6月 当社社外取締役(現任)
2024年6月 イリソ電子工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2024年6月 ステラケミファ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

イリソ電子工業株式会社社外取締役(監査等委員)
ステラケミファ株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内田明美氏は、経営企画、リスク管理、財務および管理会計に関する豊富な経験と自動車プレス部品、冷凍装置などをグローバルに展開する開発製造販売事業会社での取締役の経験を有し、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の報酬委員会および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。また、ダイバーシティ&インクルージョンなどでも貴重な助言をいただいております。また、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 内田明美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田明美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は内田明美氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 内田明美氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号

9

さの
佐野

ゆみ
由美

(1961年8月20日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 敷島紡績株式会社(現シキボウ株式会社)入社
- 1997年3月 関西経営者協会(現公益社団法人関西経済連合会)入局
- 2004年4月 関西経営者協会(現公益社団法人関西経済連合会)会員部長
- 2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団入団
- 2014年4月 公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長 (現任)
- 2017年6月 堺化学工業株式会社社外取締役
- 2021年6月 三洋化成工業株式会社社外取締役 (現任)
- 2024年6月 住友電設株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長
三洋化成工業株式会社社外取締役
住友電設株式会社社外取締役

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐野由美氏は、公益法人において長年要職を務め、組織運営や人材育成に関する豊富な経験を有しています。特に、ダイバーシティ推進、女性活躍支援、働き方改革などの分野で顕著な実績を残しております。

同氏は、社外取締役となること以外に直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知見と実務経験を活かして、外部の視点から客観的かつ中立的な立場で当社経営に貢献いただけるものと判断しましたので、新たに社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 佐野由美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は本総会において佐野由美氏の選任が承認可決された場合、責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結する予定であります。
4. 佐野由美氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づき、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役秋山良仁氏は辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任されます監査役の任期は、当社定款の定めに従い、前任の監査役の任期の満了すべき時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

さか い ひろ つぐ
坂井 宏次

(1965年2月22日生)

新任



略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2019年2月 当社財務本部経理部長
2021年6月 当社四日市工場管理部長
2022年6月 当社経営企画管理本部情報システム部長
2023年3月 当社財務本部資金部長
2024年12月 当社総務人事本部秘書部長
2025年3月 当社参与 総務人事本部秘書部長（現任）

所有する当社株式の数

4,659株

◆監査役候補者とした理由

坂井宏次氏は、経営企画管理本部および財務本部にて豊富な実務経験を積み、経営戦略の立案や財務管理に関する高い専門性を有しております。加えて、現在は秘書部門において、経営層の意思決定を支えるとともに、社内外の関係者との調整や経営情報の適切な管理など、経営全般に対する俯瞰的な視点と高いリスク感度を培っております。

これらの経験と知見を活かし、監査役として当社の経営の健全性と透明性の確保に貢献いただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 坂井宏次氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。坂井宏次氏の選任が本総会において承認可決された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月26日開催の第101回定時株主総会において中嶋勝規氏が補欠監査役として選任されましたが、その効力は本総会の開始の時までとされており、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なか じま

まさ き

中嶋 勝規

(1973年7月19日生)

補欠社外監査役

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
- 2007年9月 アクト大阪法律事務所開設
- 2007年10月 日本駐車場開発株式会社社外監査役
- 2021年4月 大阪弁護士会副会長
- 2024年10月 日本自動車サービス開発株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
日本自動車サービス開発株式会社社外監査役

◆補欠の社外監査役候補者とした理由

中嶋勝規氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有し、現在はカーシェアリングサービスを展開する事業会社の社外監査役の職を担っておられます。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 中嶋勝規氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中嶋勝規氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。中嶋勝規氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
4. 中嶋勝規氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。

あります。

5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。中嶋勝規氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬（年次業績連動報酬および長期業績連動報酬）」および非金銭報酬としての「譲渡制限付株式報酬」で構成されていますが、今般、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「RS信託」といいます。）を導入することにいたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、2005年6月29日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額460百万円）とは別枠で、RS信託による報酬を本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下本議案において同様です。）に対して支給するというものです。

RS信託は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、および、取締役に交付する株式に退任（当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、エグゼクティブ・フェロー、参与その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任したことをいいます。以下も同様です。）した直後の時点までの譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（2）取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案末尾の（ご参考）欄に記載のとおり変更することを、独立社外取締役と独立社外監査役にて構成される報酬委員会への諮問を経たうえで、2025年5月20日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであります。

本議案の内容は、上記のとおり、RS信託の目的が合理的であり、かつ変更後の上記決定方針に沿うものであるため、相当であると判断しております。

なお、当社は、第99回定時株主総会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入につきご承認いただきましたが、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を廃止し、今後は当該制度に基づく新たな譲渡制限付

株式の付与は行わないものとしたします。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、RS信託の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員、エグゼクティブ・フェローおよび参与（以下総称して「委任型執行役員等」といいます。）、ならびに、当社の一部子会社の委任型執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. RS信託における報酬等の額・内容等

(1) RS信託の概要

RS信託は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、）という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

①RS信託の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日まで
③②の対象期間5年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金500百万円
④当社株式の取得方法	自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり106,800ポイント
⑥ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦①の対象者に対する当社株式の交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期
⑧3.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	当社株式の交付を受けた日から退任した直後の時点まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、RS信託に基づき取締

株主総会参考書類

役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社および当社の一部子会社の委任型執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき当社および当社の一部子会社の委任型執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間として5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、RS信託を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、RS信託により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付要領に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付要領に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり106,800ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、当社が正当と認める理由により取締役が退任した場合等、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、R S 信託により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任した直後の時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとします。

本交付株式は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて管理される予定です。

株主総会参考書類

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部または一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
 - i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - iv) 取締役が任期満了、定年または死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
 - v) 取締役において法令、当社の社内規程または本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
 - i) 取締役において、当社もしくは当社グループの事業と競業する業務に従事し、または競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除きます。）
 - ii) その他本株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合および第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」といいます。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとします。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部または一部を当社の株主に交付する場合に限ります。） 会社分割の効力発生日

- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画 株式交換または株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。） 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

以 上

(ご参考)

本総会第5号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の点を考慮したうえで、取締役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。

- a) ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- b) 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。
- c) 優秀な人材を役員として確保・維持することができる報酬内容とする。

報酬の構成については、「基本報酬」、「年次業績連動報酬」および「長期業績連動報酬」により構成されるものとする。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとする。

②基本報酬

基本報酬は、取締役としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき固定の金銭報酬を支給する。

暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とする。

株主総会参考書類

③年次業績連動報酬

年次業績連動報酬は、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的としたもので、金銭報酬とする。支給の有無および金額は、企業活動の最終的な成果である営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益およびESGの会社業績と個人業績評価を総合的に勘案して算定する。

年度業績の確定後に報酬委員会にて討議し、株主総会後に到来する最初の取締役会にて支給額を決議するものとし、従業員の夏季一時金の支給日と同日に支給する。

④長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は、譲渡制限付株式ユニットおよびパフォーマンス・シェア・ユニットで構成される株式交付信託とする。

譲渡制限付株式ユニットは各役員の前在任中の継続的な株式保有の促進とそれによる株主価値の共有を図り、株主価値の向上を促すことを目的とし、役位別に交付される株式数を算定する。パフォーマンス・シェア・ユニットは株主価値の向上を促すことを目的とし、企業活動の最終的な成果であるROEおよびESGの会社業績を勘案して、交付する株式数を算定する。

取締役会決議により定めた株式交付要領に基づき一定の時期に支給する。

⑤取締役の個人別の報酬等の種類ごとの割合

基本報酬と、年次業績連動報酬および長期業績連動報酬の割合については、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が毎年の業績等を勘案のうえ、「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て取締役会で決定する。

年次業績連動報酬および長期業績連動報酬が標準額の場合、概ね次のとおりとする。

- ・ 代表取締役社長
基本報酬（60%）、年次業績連動報酬（20%）、長期業績連動報酬（20%）
- ・ 上記以外の取締役
基本報酬（65%）、年次業績連動報酬（20%）、長期業績連動報酬（15%）

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社における取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される報酬委員会への諮問を経て決定するものとし、報酬委員会では、第三者機関が実施した役員報酬サーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申をするものとする。

取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会が代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は、報酬委員会での審議を経て取締役会で承認された報酬レンジ内で個人別業績等を評価し、これを決定する。

(ご参考)

取締役および監査役のスキルマトリックス

氏名	ビジョン		事業基盤		経営基盤			
	企業経営・ 経営戦略	環境・社会	研究・ 開発・生産	グローバル ビジネス	法務・ リスク管理	人材戦略	財務会計	DX
取締役								
おおくぼひろし 大久保 浩	●	●	●		●		●	●
ほりえみきや 堀江 幹也	●	●	●	●				
にしやまよしお 西山 良夫		●	●			●		
しんみょうよしゆき 新名 芳行	●	●	●	●				
たなかけんじ 田中 賢二	●	●	●				●	●
やましたいくお 山下 育生	●	●	●					
あんどうさとし 安藤 知史	●				●	●		
うちだあけみ 内田 明美	●	●			●	●	●	●
さのゆみ 佐野 由美	●	●			●	●		
監査役								
こばやしやういち 小林 洋一				●	●			
さかいひろつぐ 坂井 宏次	●						●	●
くすみのりひさ 楠見 憲久	●				●	●	●	
こいけやすひろ 小池 康弘	●				●			

株主総会参考書類

(ご参考)

スキルの説明

■企業経営・ 経営戦略	パーパス「化学技術でよりよい生活環境の実現に貢献し続ける」を達成するための成長戦略を定め、戦略実現に向けて迅速な経営判断を行い、組織を牽引するスキル 他社での企業経営の経験も本項目に含める
■環境・社会	企業活動を行う上で必須な要素として環境面・社会面での課題設定・取り組み方針を策定し、継続的な活動として推進し、経済的価値とサステナブルな価値の両立が図れるスキル
■研究・開発・生産	当社の強みである「独自の技術開発力」「品質・環境対応力」をより発揮するため新製品開発、生産技術向上、新規事業模索および品質と環境に配慮した製品づくりへの挑戦を牽引するスキル
■グローバルビジネス	当社の強みである「グローバルな協業力」をより発揮するため、各地域に根差した、流通・開発・登録に取り組み、さらなる事業成長に向けて強固なグローバルチェーンの確立と新製品の展開を牽引するスキル
■法務・リスク管理	企業が持続的に成長していくために、社会的責任を果たし、社会に貢献するようコンプライアンス最優先の企業活動を牽引するスキル
■人財戦略	社会課題を解決するための新たな価値・イノベーション創出の原動力である人財を創出するための戦略および多様な価値観を尊重し、個々人の能力が発揮できる安全で活力あふれる職場づくりを牽引するスキル
■財務会計	中長期経営戦略を実現するための予算の編成・管理、決算の作成、配当方針の立案を行うスキル
■DX	事業基盤の強化および業務効率化による働き方改革を実現するための全社的なDXを推進するスキル

(ご参考)

当社における社外役員の独立性判断基準

社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者
2. 現在または過去5年間に於いて、当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者であった者
3. 当社グループの取引先で、直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
4. 当社グループを取引先とする者で、その直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者
6. 現在および過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者
7. 前1～6項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

(注2) 定常的な報酬が過去3年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。

(注3) 年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当期（2024年4月1日から2025年3月31日）は、国内景気が緩やかな回復を示す一方、個人消費や設備投資の伸びは限定的で、回復力に地域や業種によってばらつきが見られました。国際的には、トランプ氏の米大統領再選に伴う通商政策の先行き不透明感に加え、地政学リスクや継続するインフレ圧力、為替市場の変動などが重なり、世界経済は不安定な推移を続けました。

当社グループの主力事業を取り巻く環境においては、有機化学事業では、主力製品である農薬は欧州での販売が好調により堅調に推移しました。無機化学事業では、機能性材料は国内販売が低調だったものの、海外販売が好調に推移しました。一方、酸化チタンは国内需要の落ち込みが影響しました。

このような状況下、当社グループは、長期ビジョンとして「Vision 2030 独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。」を掲げ、2024年度から2026年度の3か年の中期経営計画「Vision 2030 Stage II」に取り組み、サステナビリティを基盤に据えた事業活動の推進を強化し、企業価値向上を目指しております。

この結果、当期の連結業績は、売上高1,451億円（前期比67億円増）、営業利益104億円（前期比10億円減）、経常利益113億円（前期比34億円減）、親会社株主に帰属する当期純利益84億円（前期比4億円増）となりました。

事業セグメント別の状況



売上高構成比
47%

有機化学事業

事業内容

除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、動物用医薬品の製造・販売

- 農業については、欧州において湿潤な気候の影響で殺菌剤の需要が好調に推移しました。また、殺虫剤などが安定的な供給を維持できたことで堅調に推移しました。一方、米州では殺菌剤が中国製ジェネリック品との価格競争激化により販売回復が緩やかにとどまりました。
- 動物用医薬品や医薬品原末などのヘルスケア事業については、売上高が前期実績を下回りました。
- この結果、有機化学事業は、増収増益となりました。

売上高

第101期
671 億円

第102期

677 億円

前期比
6 億円 増

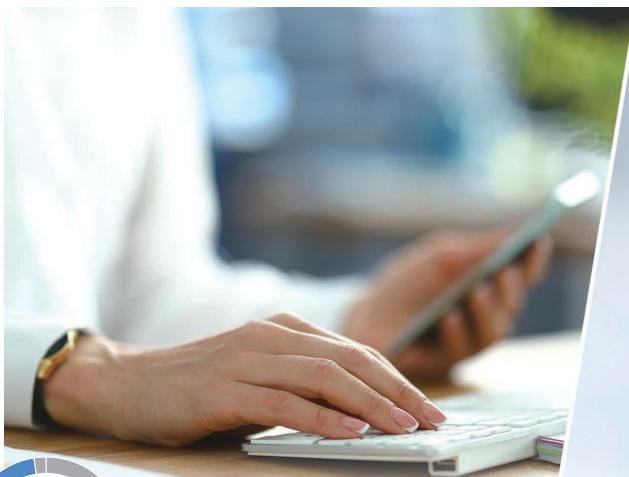
営業利益

第101期
113 億円

第102期

124 億円

前期比
11 億円 増



無機化学事業

事業内容

酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売

- 機能性材料については、電子部品用材料の海外販売が好調に推移しました。導電性材料についても海外販売を中心に堅調に推移し、増収となりました。
- 酸化チタンについては、建築用途向けを中心に国内需要が低迷したものの、アジア向けの拡販活動が奏功し、販売が増加したことで増収となりました。
- EU等でのアンチダンピング規制による市況の悪化に加え、生産調整に伴う固定費負担の増加などが影響し、減益となりました。





その他事業

事業内容
建設業、商社業等

- その他の事業については、売上高、営業利益ともに前期実績を上回りました。



事業報告

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資額が101億円で、その内訳は有機化学事業43億円、無機化学事業56億円などです。

なお、当期末において継続中の主要設備の新設は以下のとおりです。

石原産業(株) ひょうご小野研究センター (兵庫県小野市) 建設 投資予定額72億円
MFマテリアル(株) 機能性材料製造工場 (宮崎県延岡市) 建設 投資予定額95億円

(3) 資金調達の状況

設備の維持更新投資は、研究施設の新設等により前期比で増加しました。

研究開発費は、主に有機部門の増額の影響もあり、前期比で増加となりました。

有利子負債残高については、固定資産の取得に伴う支出などへの対応のため借入金調達額は前期比増加し、722億円(前期比18億円増)となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン「Vision 2030」とそれに基づく中期経営計画(2024~2026年度)「Vision 2030 Stage II」に取り組んでいます。

①長期ビジョン「Vision 2030」

当社グループは、創立100周年を機に、10年先の2030年にありたい姿を描き、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」として「**独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。**」を制定し、以下の経営目標や取組方針などの実現を目指します。

・経営目標(2030年)

連結営業利益 240億円以上(想定連結売上 1,800億円以上)、ROE 10%以上の安定確保

株主還元 安定的な株主還元継続

・基本的な取組方針

コアコンピタンスである「化学技術」を中心として「独自の技術開発力」「品質・環境対応力」「グローバルな協業力」の“3つの強み”とそれらを支える「経営推進力」により「Vision 2030」の達成に取り組んでいきます。

サステナブルな社会の実現に向けて貢献するとともに、その事業活動を通じて企業価値の向上を両立します。

・事業方針と重点施策

1) 有機化学事業

事業方針：「顧客の価値向上に直結する独自製品を世界中に供給し、人々の食、健康、生命を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：バリューチェーンを意識した開発・商業化の推進

自社技術の錬磨・進化による価値創造加速と成長路線復活

主力製品の世界一低コスト製造と顧客への安定供給

2) 無機化学事業

事業方針：「酸化チタンで培った技術をベースとした新たな価値を創造し、環境ならびに情報化社会を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：酸化チタンの光学的特性を多様化させて、新たな価値創造を実現

ICT普及や自動車EV化などの社会課題解決に機能性材料で貢献

生産構造改革により環境負荷低減と生産効率化とを両立

②中期経営計画（2024～2026年度） [Vision 2030 Stage II]

・基本方針

長期ビジョン「Vision 2030」からバックキャストした2段階目の中期経営計画「Vision 2030 Stage II」は、「Vision 2030 Stage I」から継続し、サステナブルな企業価値創造を目指すことを基本方針とします。そして、**独創のための研究・技術開発力の強化と効率化**、当社の技術力を海外市場で発揮するための**グローバル化の加速**、**ROIC経営の推進**、ならびに、**安定した株主還元の継続**、等の重点施策の実施により、事業基盤の強化と事業構造の改革を推進します。

・経営目標

連結営業利益 190億円以上（想定売上高1,600億円以上）、ROE 10%以上

株主還元方針：安定的な株主還元の継続

-2026年度に向けて連結配当性向40%を目標とします。

-機動的な自社株買いを実施します。

事業報告

	2023年度実績 (A)	新中期経営計画 [Vision 2030 Stage II]		
		2024年度実績	2026年度 (B)	(B) / (A)
売上高	1,384億円	1,451億円	1,607 億円	1.2倍
営業利益	114億円	104億円	198 億円	1.7倍
経常利益	148億円	113億円	193 億円	1.3倍
親会社株主に帰属する当期純利益	79億円	84億円	136 億円	1.7倍
営業利益率	8.3%	7.2%	12.3 %	1.5倍
ROE	7.9%	7.6%	11.2 %	1.4倍

・重点施策

全社および各事業レベルの取り組むべき重点施策は次のとおりで、毎年事業計画を見直し、最終年度の業績目標の達成に向け取り組みます。

全社

- 独創のための研究・技術開発力の強化と効率化
- グローバル化の加速
- ROIC経営の推進
- 安定した株主還元の継続
- 環境・社会への貢献
- DX推進
- 人的資本経営の推進
- コーポレートガバナンスの継続・高度化

有機化学事業

- 新規化学農薬および動物用医薬品等の開発・商品化の促進
- 農薬の安定供給・製造コスト低減により当社世界市場占有率の拡大
- 世界各国での農薬登録の取得・維持
- 動物用医薬品PANOQUELL®の米国での拡販、世界主要国への展開
- 農薬の販社複数起用など戦略的・革新的な営業施策の実行
- 他社M&Aや提携推進、他社剤導入による事業規模拡大
- バイオリジカル分野の開発・商品化

無機化学事業

- 無機化学事業の構造改革
 - 組織改編による無機化学事業本部の設置
 - 汎用酸化チタンから機能性材料ドメインへの製品ポートフォリオの本格転換
 - 製造拠点と製品ラインナップの集約と合理化
- 電子部品材料の拡販と生産能力増強
- 新規開発品の市場投入・新規ビジネスの創出によるビジネス拡大
- 海外での技術営業力の向上
- 他社との協業による事業拡大
- 主要原燃料の有利調達の実現

(5) サステナブルな経営

当社グループは、自らの存在意義であるパーパスを「化学技術でより良い生活環境の実現に貢献し続ける」としており、サステナビリティ経営の取り組みとして、環境対応をはじめとする具体的な施策を積極的に推進しています。私たちはこのパーパスのもとで『2050年ありたい姿』を「健康で心豊かな暮らしを実現し、人と社会から愛されるグローバルな会社」とし、事業を通じてESG・SDGsを推進していきます。

①環境への取り組み

当社グループは、喫緊の気候変動への対策を進めるために、2030年にCO2排出量30%の削減（2019年度比）を目指し、2050年にカーボンニュートラルに挑戦します。その実現に向け、TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに基づき、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する全社レベルでの分析を完了し、情報開示を行うとともに、サプライチェーンを含めた当社グループ全体の温室効果ガス(GHG)排出量を把握しました。GHG排出量の削減は、石炭ボイラーの低炭素燃料への転換、無機事業再構築、徹底した省エネ、再生可能エネルギーの利用、設備改善を含めたプロセス改良などによって推進します。併せて、当社の製品・技術がより環境に配慮したものと展開していくための仕組みづくりにも取り組みます。さらに、自然資本や生物多様性と事業がどのように影響しあうかについても把握し、分析を進めてまいります。

②社会への取り組み

・人権の尊重

事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重するISKグループ人権方針に基づき、人権デューデリジェンスを実施し、当社グループの「人権対策優先リスク」を特定しています。今後もサプライヤー・取引先の人権課題の実態把握を進め、サプライチェーンにおけるリスク管理を強化してまいります。また、全社員対象のワークショップや経営層向け人権研修を通じて、人権への理解と意識の向上を図っています。

・人的資本経営の推進

当社は、人財を競争力の源泉と捉え、ISKグループ人財マネジメント方針を策定し、人財育成の加速、ダイバーシティの推進、エンゲージメントの向上に取り組んでいます。「ものごとの基本を理解し、実践した上で“変える”ために、“変わる”ことのできる人」を目指すべき人財像と定め、教育・育成の充実とキャリア形成の支援を進めるとともに、多様なバックグラウンドは新たな価値創造の原動力になるとの考えのもと、女性活躍や仕事と生活の両立支援、多様な人財の確保にも注力しています。また、定期的なエンゲージメントサーベイを実施するとともに、職場環境の継続的な改善を図ることで、誰もが「働いてよかった」と実感できる職場づくりを推進しています。

健康経営では、「石原産業健康宣言」のもとで各種施策を進め、「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に3年連続で認定されました。引き続き、社員の健康維持・増進の取り組みを進めてまいります。

③ガバナンスへの取り組み

当社は、「社会」「生命」「環境」に貢献し、すべてのステークホルダーを大切にす透明な経営を基本理念とし、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。取締役会では、経営計画やサステナビリティ経営をはじめ、ガバナンス、リスク・コンプライアンスに関する重要事項について議論・決議を行っています。取締役会の実効性や内部統制システムの評価、リスクマネジメント活動、内部監査の報告等を通じて、経営体制の継続的な改善に努めています。

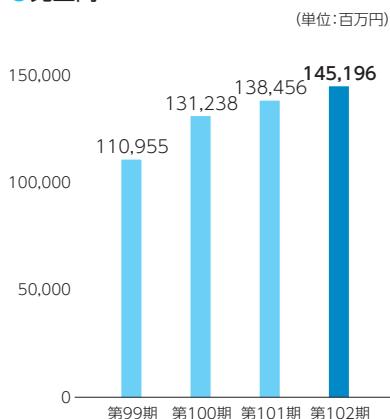
また、サステナビリティ推進の統制を行うため、社長直轄であったサステナブル推進委員会をサステナビリティ推進委員会と改称し、取締役会のもとに移管し、統制を強化しました。サステナビリティ推進委員会は、代表取締役社長を委員長とし、委員は執行役員等で構成されます。同委員会は1年に2回以上開催され、同委員会で承認された事項は、取締役会に諮って審議されます。サステナビリティ経営の施策の企画立案・推進を加速するために、サステナビリティ推進室を新設し、その活動進捗状況を3カ月ごとに取締役会に報告する体制としています。

2. 財産および損益の状況の推移

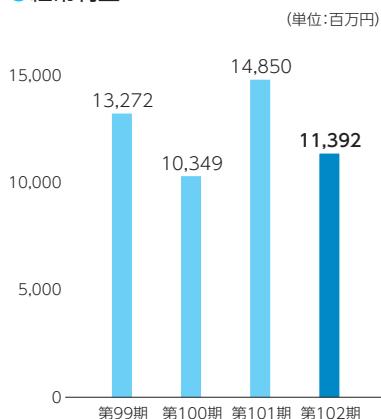
区 分		第99期 (2021年度)	第100期 (2022年度)	第101期 (2023年度)	第102期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高	(百万円)	110,955	131,238	138,456	145,196
経常利益	(百万円)	13,272	10,349	14,850	11,392
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,690	6,947	7,988	8,410
1株当たり当期純利益	(円)	292.58	175.75	209.27	219.98
総資産	(百万円)	185,758	201,913	224,324	225,097
純資産	(百万円)	91,869	97,431	106,116	114,448

- (注) 1. 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 当連結会計年度より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

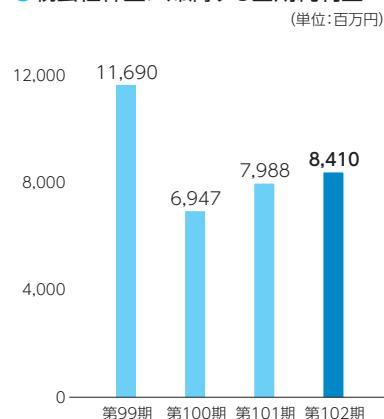
●売上高



●経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



事業報告

3. 重要な親会社および子会社等の状況（2025年3月31日現在）

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
石原バイオサイエンス株式会社	百万円 312	100	農薬の販売
ISK AMERICAS INCORPORATED	千米ドル 27,253	100	米国所在の子会社の統括管理
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.	千ユーロ 7,436	100	欧州農薬事業の統括および農薬の製剤・販売
石原テクノ株式会社	百万円 100	100	商社業
富士チタン工業株式会社	百万円 450	100	酸化チタン、機能性材料等の製造・販売
MF マテリアル株式会社	百万円 100	65 (55)	機能性材料の製造および販売
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	百万円 100	100	建設業

（注） 出資比率欄の（ ）内の数値は、間接所有による出資比率です。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
CERTIS BELCHIM B.V.	千ユーロ 3,942	15 (15)	農業関連資材の販売

（注） 出資比率欄の（ ）内の数値は、間接所有による出資比率です。

4. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業セグメント	事業内容
有機化学事業	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、動物用医薬品の製造・販売
無機化学事業	酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売
その他の事業	建設業、商社業等

5. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社 S B I 新生銀行	11,648
株式会社 三井住友銀行	8,753
株式会社 日本政策投資銀行	6,429
農 林 中 央 金 庫	4,752
三重県信用農業協同組合連合会	3,700

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,383,943株（自己株式2,125,067株を含む） |
| (3) 株 主 数 | 29,753名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,357	14.00
三井物産株式会社	2,019	5.28
東亜合成株式会社	1,722	4.50
MURAKAMI TAKATERU	1,540	4.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,427	3.73
ユーピーエルジャパン合同会社	1,170	3.06
I S K 交友会	1,156	3.02
石原産業従業員持株会	836	2.19
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	771	2.02
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	531	1.39

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する株式は、信託業務にかかる名義の株式であります。
3. 上記のほか当社所有の自己株式2,125千株があります。

事業報告

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役除く)	9,840	6

(注) 当社の株式報酬の内容については、「3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりです。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田中 健一	取締役会長		
大久保 浩	代表取締役社長 (社長執行役員)	コンプライアンス統括役員 (CCO)	ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長
堀江 幹也	代表取締役 (専務執行役員)	バイオサイエンス事業本部長	ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長
川添 泰伸	取締役 (専務執行役員)	財務本部長	
西山 良夫	取締役 (常務執行役員)	総務人事本部長	
新名 芳行	取締役 (常務執行役員)	無機化学事業本部長	ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長 台湾石原産業股份有限公司 董事長
花澤 達夫	取締役		
安藤 知史	取締役		弁護士 東宝株式会社 社外取締役 (監査等委員)
内田 明美	取締役		イリソ電子工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
秋山 良仁	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 MFマテリアル株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
小林 洋一	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原バイオサイエンス株式会社 監査役
楠見 憲久	常勤監査役		石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
小池 康弘	監査役		弁護士

- (注) 1. 取締役のうち花澤達夫氏、安藤知史氏および内田明美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち楠見憲久氏と小池康弘氏は、社外監査役であります。

事業報告

3. 社外取締役安藤知史氏が兼職している東宝株式会社と当社との間に特別の関係はありません。社外監査役楠見憲久氏が兼職している石原バイオサイエンス株式会社、富士チタン工業株式会社および石原エンジニアリングパートナーズ株式会社は、当社の子会社であります。
4. 監査役秋山良仁は、経理・管理業務に長年にわたり従事した経歴を有しており、また、監査役楠見憲久は、金融機関の業務に長年にわたり従事した経歴を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
 - ① 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋英雄氏、吉田潔充氏および下條正樹氏が任期満了により退任いたしました。
 - ② 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会において、堀江幹也氏、西山良夫氏および新名芳行氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
 - ③ 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会において、補欠監査役として中嶋勝規氏が選任されております。
6. 社外取締役花澤達夫氏、安藤知史氏および内田明美氏、社外監査役楠見憲久氏および小池康弘氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

- ① 役員の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針
当社の取締役報酬は、取締役会で決議した役員報酬規程において職位に基づく基本報酬と業績連動報酬等の基準を定めており、基本報酬は、取締役および執行役員としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき支給しております。
監査役報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、その取締役報酬の限度額は2005年（平成17年）6月29日開催の第82回定時株主総会にて年額460百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。また、監査役報酬の限度額は1994年（平成6年）6月29日開催の第71回定時株主総会にて年額90百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬のみを支給しております。

- ② 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針
業績連動報酬等は、取締役会で決議した役員報酬規程において、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的とする年次業績連動報酬および長期業績連動報酬を定めており、年次業績連動報酬は企業活動の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績と個人業績評価を総合的に勘案して算定し、また、長期業績連動報酬は中期経営計画による利益目標の達成等を基準として算定することとしております。

(業績連動報酬等に係る指標の目標および実績)

中期経営計画の連結経営数値目標

2024年度 親会社株主に帰属する当期純利益：60億円（実績：84億円）

2025年度 親会社株主に帰属する当期純利益：103億円

2026年度 親会社株主に帰属する当期純利益：136億円

- ③ 取締役の個人別報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬を決定するに当たっては、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長大久保浩が「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て決定しております。

この権限を委任する理由は、取締役会の議長を務め、当社全体を俯瞰しつつ、各取締役の職位ごとの責任や役割等に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別報酬の内容は、「報酬委員会」への諮問を経て決定されており、「報酬委員会」では、第三者機関が実施した役員報酬のサーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申をすることとなっておりますので、取締役会は、取締役の個人別報酬の内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

- ④ 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針
 当社は2022年6月28日開催の第99回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額90百万円以内(使用人兼務役員の使用人部分を除く)、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年95,000株以内としております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。
- ⑤ 取締役の個人別報酬等の種類ごとの割合の決定方針
 基本報酬と業績連動報酬等の割合については、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が毎年の業績等を勘案の上、「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て取締役会で決定しております。
- ⑥ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針
 取締役会で決議した役員報酬規程に、基本報酬は暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とすること、業績連動報酬等は従業員の夏季一時金の支給日と同日支給とすること、また譲渡制限付株式報酬の支給時期および配分については取締役会において決定する旨、定めております。
- ⑦ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	282 (33)	218 (33)	50 (-)	13 (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	66 (30)	66 (30)	- (-)	- (-)	4 (2)
計	348	284	50	13	16

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第101回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬等の額および員数が含まれております。
 2. 譲渡制限付株式報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、定款において、社外役員との間で、当該社外役員の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とした契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は全社外役員と責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

取締役（社外取締役含む。）および監査役（社外監査役含む。）全員を被保険者としております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	花澤達夫	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野、特に農政における国内外での経験および環境分野での経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	安藤知史	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と法務・リスク管理および財務・会計に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	内田明美	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、経営企画・人事・リスク管理・財務・管理会計に関する豊富な知識に加え、自動車プレス部品、冷凍装置などをグローバルに展開する開発製造販売会社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
常勤監査役	楠見憲久	当期開催の取締役会17回、監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、金融機関で培われた幅広い見識と経営者としての経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
監査役	小池康弘	当期開催の取締役会17回、監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。

- ② 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針その他の事項に係る決定が変更されたときの内容
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行が行われた事実があるとき
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度中に社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役花澤達夫氏、安藤知史氏および内田明美氏は、取締役会への出席に加え、取締役会における意思決定の迅速化および重要な業務案件の執行状況の監督・評価を効率的に行うため取締役会のもとに設置された経営会議にも、花澤達夫氏および内田明美氏は当期開催された16回すべてに出席、安藤知史氏は15回に出席し、当社の経営に関する重要事項全般および重要な業務執行案件に対して、豊富な経験と知見をもとに忌憚なく意見を述べております。
- ⑤ その他社外役員に関する事項の内容に対する当該社外役員の意見
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

併せて、機動的に自己株式取得も行ってまいります。

中期経営計画「Vision 2030 Stage II」では、最終年度（2026年度）に向けて連結配当性向40%を目標とします。

中期経営計画「Vision 2030 Stage II」（2024～2026年度）の期間中は、DOE（連結株主資本配当率）3%を下限に配当を実施します。

この配当方針に基づき当期の期末配当金につきましては、1株当たり85円を株主総会にお諮りしたいと存じます。

備考

本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)		(225,097)	(負債の部)		(110,648)
流 動 資 産		154,830	流 動 負 債		46,667
現金及び預金	金	24,948	支払手形及び買掛金	14,809	
受取手形	金	3,149	電子記録債権	1,335	
掛金	金	36,733	短期借入金	7,680	
電子記録債権	権	2,637	1年内返済予定の長期借入金	8,197	
契約資産	産	534	1年内償還予定の社債	812	
商品及び製品	品	49,248	リース負債	472	
仕掛品	品	6,116	未払法人税等	883	
原材料及び貯蔵品	品	27,500	契約負債	39	
その他	金	4,274	未払費用	5,180	
貸倒引当金	金	△315	与引当金	929	
			その他	6,327	
固 定 資 産		70,267	固 定 負 債	63,981	
有 形 固 定 資 産		46,579	社債	1,779	
建物及び構築物	物	13,030	長期借入金	49,013	
機械装置及び運搬具	具	12,438	リース負債	988	
土地	地	6,851	修繕引当金	68	
リース資産	産	1,360	退職給付に係る負債	10,067	
建設仮勘定	定	11,959	退職給付に係る負債	68	
その他	他	938	その他	1,996	
無 形 固 定 資 産		1,881	(純資産の部)	(114,448)	
ソフトウェア	ア	1,856	株 主 資 本	107,699	
ソフトウェア仮勘定	勘	12	資 本	43,420	
リース資産	産	1	資 本	10,645	
その他	他	11	資本剰余金	56,226	
投 資 そ の 他 の 資 産		21,806	株 主 資 本	△2,591	
投資有価証券	券	11,488	資本剰余金	56,226	
繰延税金資産	産	6,557	利益剰余金	△2,591	
退職給付に係る資産	産	36	その他の包括利益累計額	6,572	
その他	他	3,782	その他有価証券評価差額金	727	
貸倒引当金	金	△58	為替換算調整勘定	4,497	
資 産 合 計		225,097	退職給付に係る調整累計額	1,348	
			非支配株主持分	175	
			負債及び純資産合計	225,097	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		145,196
売上原価		105,665
売上総利益		39,531
販売費及び一般管理費		29,048
営業利益		10,482
営業外収益		
受取利息	261	
受取配当金	458	
持分法による投資利益	1,502	
為替差益	28	
その他	455	2,706
営業外費用		
支払利息	759	
金融手数料	606	
その他	430	1,796
経常利益		11,392
特別利益		
投資有価証券売却益	47	47
特別損失		
固定資産処分損失	531	
減損損失	102	633
税金等調整前当期純利益		10,806
法人税、住民税及び事業税	1,707	
法人税等調整額	636	2,344
当期純利益		8,462
非支配株主に帰属する当期純利益		51
親会社株主に帰属する当期純利益		8,410

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)		(191,987)	(負債の部)		(103,437)
流 動 資 産		129,863	流 動 負 債		43,146
現金及び預金	金形金	16,728	買掛金	金務金	12,146
受取手形	金	2,387	短期借入金	債	399
売掛金	権	49,221	1年内返済予定の長期借入金	金	7,680
商品及び製品	品	666	1年内償還予定の社債	債	7,210
仕入材料及び貯蔵品	品	36,100	リース負債	等	812
原材料及び貯蔵品	品	4,995	未払法人税等	債	307
前払費用	金	15,402	契約負債	金	561
短期貸付	用	738	未払費用	金	22
倒引当金	金	252	与引当金	用	4,743
		2,235			4,924
		1,692			2,231
		△556			623
					1,484
固 定 資 産		62,124	固 定 負 債		60,291
有 形 固 定 資 産		34,787	社長期借入金	債	1,779
建物	物	5,155	長期借入金	金	46,499
構築物	置	4,478	リース負債	債	626
機械及び装置	具	10,591	退職給付引当金	金	69
車両運搬具	品	51	職給引当金	金	10,302
工具、器具及び備品	地	797	生産除の	債	68
土地	産	5,657			68
建物	定	846			877
		7,208			
無 形 固 定 資 産		1,834	(純資産の部)		(88,550)
ソフトウエア	ア	1,824	株主資本	本	87,957
その他の資産	産	0	資本剰余金	金	43,420
	他	9	資本剰余金	金	9,874
			資本準備金	金	9,155
			その他の資本剰余金	金	719
投 資 そ の 他 の 資 産		25,502	利益剰余金	金	36,757
投資有価証券	券	2,205	利益剰余金	金	1,041
関係会社株	式	10,010	繰越利益剰余金	金	35,716
長期貸付	金	544	自己株	式	35,716
関係会社長期払費用	用	5,402			△2,095
長期前払金	産	2,502			
繰延税引当金	他	4,743			
	金	200			
	他	△107			
	金				
資 産 合 計		191,987	負 債 及 び 純 資 産 合 計		191,987

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		117,924
売 上 原 価		89,222
売 上 総 利 益		28,701
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,898
営 業 利 益		6,803
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	117	
受 取 配 当 金	2,443	
為 替 差 益	54	
そ の 他	457	3,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	653	
金 融 手 数 料	590	
そ の 他	382	1,626
経 常 利 益		8,250
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	47	47
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	452	
減 損 損 失	102	554
税 引 前 当 期 純 利 益		7,742
法人税、住民税及び事業税	870	
法 人 税 等 調 整 額	329	1,200
当 期 純 利 益		6,542

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び経営管理状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

石原産業株式会社 監査役会

常勤監査役 秋山良仁 ㊟

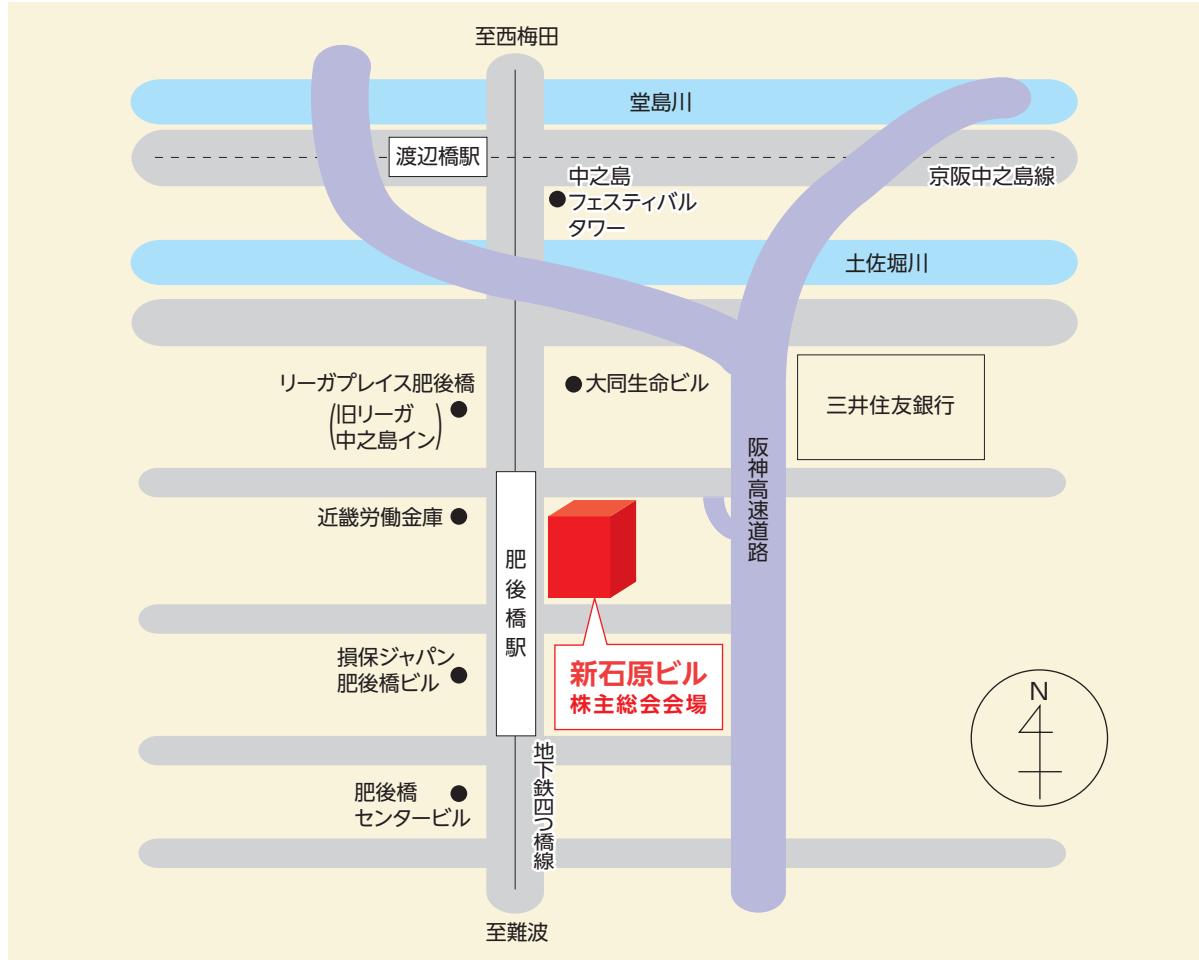
常勤監査役 小林洋一 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 楠見憲久 ㊟

監査役(社外監査役) 小池康弘 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内略図



会場 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール

交通案内 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅下車徒歩5分

※車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。受付で、会場スタッフのご案内いたします。
※お土産等のご用意はしておりません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

石原産業株式会社

